宮城県土木部90周年記念プロジェクト企画運営・広報等業務 公募型プロポーザル企画提案募集要領

 宮 城 県 土 木 部

 土 木 総 務 課

宮城県土木部90周年記念プロジェクト企画運営・広報等業務 企画提案募集要領

この要領は、宮城県土木部 90 周年記念プロジェクト企画運営・広報等業務(以下「本業務」という。)を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案 件 名 宮城県土木部 90 周年記念プロジェクト企画運営・広報等業務

2 事業目的

令和5年度(2023年)は、昭和8年(1933年)9月22日に宮城県土木部が発足してから90周年を迎える年であり、この節目に県民の土木行政への興味や関心を高め、公共土木施設に親近感を持っていただくことを目的とした記念行事等を企画・運営するもの。

併せて、令和5年度中に発注者が導入を予定している「県民参加型インフラ維持管理システム¹」や公共土木施設の魅力等を県民に向けて効果的に情報発信する手法について提案を求め、周知・広報活動を行う。

そして、これらの業務を通じ、県民の共有財産である公共土木施設を、より長く、大切に使用し、官民がともに適切に維持管理していくことの契機とするもの。

3 業務内容

別紙「仕様書(案)」のとおり。

なお、内容については、企画提案書を基本とするが、発注者と受注者で協議の 上、企画提案書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日(金)まで

5 事業費(委託上限額)

金 3,848,900 円

(うち消費税及び地方消費税の額 金349,900円)

6 実施場所

宮城県内一円

¹ インフラ施設の異常箇所に関する情報を一般県民からスマートフォンのアプリ等を利用して通報いただき、異常箇所把握の効率化及び必要な対応の迅速化を図るシステム。令和 5 年 10 月までに試行版を開発する予定。

第2 応募資格

この企画提案に参加を申し込む者(以下「企画提案者」という。)は、次の全ての 資格・要件に該当する者でなければならない。

- 1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- 2 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。) であること。
- 3 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。
- 4 この業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の物品調達等に 係る競争入札の参加資格制限要領(令和2年4月1日施行)に掲げる資格制限の 要件に該当する者でないこと。
- 5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)の別表各号に規 定する措置要件に該当する者でないこと。
- 6 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 7 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの) に該当しない者であること。
- 8 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定するもの)に 該当しない者であること。
- 9 宮城県内に活動拠点(本社又は営業所)を有し、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

第3 スケジュール(予定を含む)

企画提案募集に係る公告	令和5年5月12日(金)
業務に係る質問受付期限	令和5年5月26日(金)正午まで
質問回答期限	令和5年5月31日(水)
企画提案書類の提出期限	令和5年6月12日(月)午後5時
企画提案に関する選定委員会の開催	令和5年6月中旬【予定】
選定結果の通知及び公表	令和5年6月中旬【予定】
契約締結	令和5年6月下旬【予定】

第4 応募手続

- 1 質問の受付
- (1)受付期限 令和5年5月26日(金)正午まで(必着)
- (2) 質 問 先 宮城県土木部土木総務課企画調整班(事務局)
- (3) 質問方法

下記の電子メールアドレス宛て、質問書(様式第1号)を添付ファイルとして送信すること。他手段(電話、ファクシミリ、直接の来庁等)での質問や、受付期限を過ぎて送信された質問は受け付けない。

電子メールアドレス: dobokgkl@pref.miyagi.lg.jp

(4)回答方法

令和5年5月31日(水)までに、宮城県土木部土木総務課のホームページに掲載する。企画提案者は必ず全ての質問・回答を確認すること。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な企画提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

- 2 企画提案への参加申込み
- (1)提出期限 令和5年6月12日(月)午後5時
- (2)提出先 宮城県土木部土木総務課企画調整班 〒980-8570 (住所記載不要)

宮城県行政庁舎8階南側

(3)提出方法

郵送又は持参(持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間に限り受け付ける。)

(4) 提出書類

イ 企画提案参加表明書(様式第2号) 1部

ハ 企画提案書等の提出(様式第4号) 1部

二 企画提案書(任意様式) 7部

※企画提案書は表紙を含め20ページ以内とする。

ロ 企画提案応募資格に係る宣誓書(様式第3号)

- ※A4 判両面印刷とし、ページ番号を付してクリップ留めすること。
- ※表紙に事業者名を表示すること。
- ※本要領「第1 募集事項」及び別紙仕様書(案)記載の業務内容を踏まえ、 次の項目を含む構成とすること。

イベント企画運営方針、制作物の作成方針、動画構成・演出・シナリオ、 企画運営・制作体制、自由企画提案、類似業務の実績

ホ 事業経費見積書(任意様式)

1 部

1 部

※A4判片面印刷とし、別紙仕様書(案)の項目ごとに単価、数量、金額を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費

税及び地方消費税額の金額を算出し、事業費(委託上限額)以内で合計金額を記載すること。

3 留意事項

- (1) この企画提案のために要する全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等について、提出後の差替え、変更、取消及び再提出は認めない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等の内容について、県が設置する選定委員会の開催 に先立ち事務局から説明を求める場合がある。
- (4)書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、 日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものに限る。

第5 参考資料

1 参考資料の貸与(いずれも PDF ファイルを CD-R にて貸与)

下記の参考資料の貸与を実施する。貸与を希望する者は、あらかじめ宮城県土木部土木総務課企画調整班 (022-211-3108) に電話連絡を行い、担当所属から指定された時間に来庁すること。

- (1) 参考資料
 - イ 宮城の土木史 県政100年記念(昭和47年4月1日発行)
 - ロ 宮城の土木史(平成4年4月1日発行)
 - ハ 宮城県土木部80周年記念誌(平成26年2月7日発行)
- (2) 受付期間

令和5年5月15日(月)から令和5年5月26日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日等を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(3) 貸与場所

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁8階土木総務課

- 2 宮城県公式ホームページ 一般公開資料
- (1) 東日本大震災 10年間の復旧復興の記録

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/dobokusom/10kirokushi.html

(2) 東日本大震災 発展期の取組 記録誌

https://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/hattenki-kiroku.html

(3) みやぎ水害記録集

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/miyagisuigaikirokusyuu.html

第6 評価・選定方法

県が設置する選定委員会において、提出書類、プレゼンテーション及びその質 疑応答の総合評価により評価を行う。

各委員の評価点の合計が満点の6割以上で、かつ、評価点が高い順に付けた評価点順位の合計が小さい企画提案者から順に順位を決定する。評価点順位の合計が同点1位の場合は、当該企画提案者を評価点順位第1位とした委員数が多い企画提案者を、更に評価点順位第1位とした委員数が同数の場合は、各委員の評価点の総合計が高い企画提案者を、更に評価点の総合計が同点の場合は、当該企画提案者の中で委員長の評価点が高いものを第1位とし、本業務の委託候補者として選定する。

なお、企画提案者が多数の場合は、選定委員会において、あらかじめ提出書類による予備審査を行い、上位5者程度を選抜し提出書類及びプレゼンテーションによる本審査を行う。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、企画提案者を出席させての選定委員会開催が困難と判断した場合、WEB会議システムを利用したプレゼンテーション及び質疑応答の実施、又はプレゼンテーションを実施せず、提出書類のみによる本審査に変更する場合がある。

【プレゼンテーションについて】

- 1 日時 令和5年6月中旬(予定)
- 2 場所 宮城県行政庁舎又は宮城県自治会館
 - ※ 日時及び場所の詳細については、別途企画提案者に連絡する。最も早い 実施日として6月14日(水)となる場合がある。
- 3 実施方法
 - 出席者は、企画提案者1者につき3人以内とする。
 - ・ 企画提案者 1 者当たりの持ち時間は 20 分以内(説明 10 分以内、質疑応答 10 分以内)とする。
 - 事前に提出された企画提案書を用いてプレゼンテーションを行うことと し、当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。
 - ・プレゼンテーションの際にサンプル動画の使用を希望する場合は、企画 提案書類提出時に事務局担当職員に申し出、プレゼンテーション当日に SDカード又は指定のストレージサービス (Sendfile) により動画ファ イルを提出すること。映写機材は事務局が準備する。

第7 評価基準・配点

次の審査項目、審査内容及び配点による。

審査項目	審査内容	配点
企画·制作方	本県の企画・制作物としてふさわしい品位を備えて	5
針	いるか。	
	本業務の目的を理解し、趣旨にあった企画・制作方針	1 5
	になっているか。	
企画・制作物	インフラの魅力を活かし、かつ重要性が伝わるよう	1 5
の内容	な企画・構成・演出になっているか。	
	一般県民及び県職員の双方にとって分かりやすく、	1 5
	興味を引く企画・構成・演出になっているか。	
	企画・広報内容等から、土木についてより興味・関心	1 5
	や親近感を持ってもらう話題作りや、システム利用	
	を促すための効果的な誘導が図られているか。	
企画・制作体	企画・制作スケジュールは計画的か。	5
制及び経費等	人員、設備等について業務を適切に遂行する体制が	5
	とられているか。	
	見積額について、積算根拠が妥当で業務内容と整合	5
	が取れているか。	
付加的な加点	土木部の魅力発信やインフラ維持管理システム利用	1 5
	促進等において、効果的な独自の追加提案があり、本	
	業務の効果を一層向上させることできるか。	
	これまでの制作実績が本業務の目的と整合し、事業	5
	目的の達成を期待できるか。	
	合計	1 0 0

審査内容ごとにAからFまでの6段階で評価し、配点に評価に応じた以下の係数を乗じて得た数値を評価点とする。

	A	В	С	D	Е	F
評価	特に優れ	優れてい	普通	やや劣る	劣る	対象外
	ている	る				
係数	1. 0	0.8	0.6	0.4	0. 2	0

第8 失格事由

次の要件に該当したときは、失格とする。

- 1 「第2 応募資格」に違反した場合
- 2 提出書類に不備があった場合
- 3 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- 4 同一の企画提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- 5 企画提案書提出後、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領 (令和2年4月1日施行)」に規定する資格制限を受けた場合
- 6 企画提案書提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)の別表各号に該当すると認められた場合
- 7 企画提案者が故意に選定委員会委員に接触した場合
- 8 その他公正な企画提案の執行を妨げたと認められる場合

第9 企画提案者が1者又は企画提案者がない場合の取扱い

企画提案者が1者の場合も選定委員会の委員全員による審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、本業務の委託候補者として決定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がない場合は、 再度、企画提案者を募集することがある。

第10 選定・非選定結果の通知方法

予備審査における非選定及び本審査における選定・非選定の結果については、後日、全ての企画提案者に対し、文書で通知する。ただし、本審査についてはプレゼンテーション審査に参加した企画提案者に限る。

なお、審査・選定結果及び講評等に関する質問には応じない。

第11 選定結果の公表方法

選定された委託候補者の名称、参加した企画提案者の名称、評価点順位の合計等を土木総務課のホームページに公表する。

なお、参加した企画提案者が2者の場合は、非選定者の評価点順位の合計が特定 されないようその記載は省略する。

第12 提出関係書類の様式

様式第1号:質問書

様式第2号:企画提案参加表明書

様式第3号:企画提案応募資格に係る宣誓書

様式第4号:企画提案書等の提出

様式第5号:取下願

第13 その他必要な事項

- 1 委託候補者選定後の手続
- (1) 受注者の決定

選定委員会において決定した委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結するため、優先交渉者から見積書を徴収する。見積価格が予定価格の範囲内である場合をもって当該委託候補者を受注者に決定し、契約を締結する。ただし、特別な理由により優先交渉者と契約締結ができない場合は、各委員の評価点の合計が満点の6割以上の他の企画提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者を受注者とする。

(2) 契約書の作成

県と受注者で協議の上、契約書を作成する。

- (3) その他契約に関する事項
 - イ 県は、業務の委託に際して、選定された企画提案書等の内容をもとに、別 紙仕様書(案)の記載事項を追記、変更又は削除することができる。
 - ロ 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、本業務による 成果品が第三者の知的財産権を侵害することがないよう、適正に履行するこ と。第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、解決に要す る費用を含め、受注者の責任において解決すること。
 - ハ 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、事業の目的を推進するための二次的な利用も可能となるように対応すること。
 - 二 受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
 - ホ 受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を 取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を 遵守しなければならない。

2 その他

提出された企画提案書等は、情報公開条例(平成 11 年宮城県条例第 10 号) その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。